

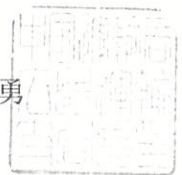
公 示

令和6年度整備管理者選任後研修の実施について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第3条の5に規定する整備管理者研修を下記のとおり実施するので公示する。

令和6年7月4日

中国運輸局広島運輸支局長
坪倉 勇



記

1. 実施期日及び会場

- (1) 第1回 令和6年10月21日（月）12：30～16：00
広島県民文化センター（大ホール）（広島市中区大手町1丁目5-3）
- (2) 第2回 令和6年10月23日（水）12：30～16：00
協同組合ベイトウン尾道（会議室）（尾道市東尾道4番地4）
- (3) 第3回 令和6年11月 8日（金）12：30～16：00
みよしまちづくりセンター （三次市十日市西6丁目10-45）
- (4) 第4回 令和6年11月19日（火）12：30～16：00
協同組合ベイトウン尾道（会議室）（尾道市東尾道4番地4）
- (5) 第5回 令和6年12月 6日（金）12：30～16：00
協同組合ベイトウン尾道（会議室）（尾道市東尾道4番地4）
- (6) 第6回 令和6年12月23日（月）12：30～16：00
広島県民文化センター（大ホール）（広島市中区大手町1丁目5-3）
- (7) 第7回 令和7年 1月10日（金）12：30～16：00
広島県民文化センター（大ホール）（広島市中区大手町1丁目5-3）
- (8) 第8回 令和7年 1月21日（火）12：30～16：00
広島県民文化センター（大ホール）（広島市中区大手町1丁目5-3）

2. 時間割

受付時間 12:30～13:30、受講時間 13:30～16:00

3. 受講対象者

自動車運送事業の整備管理者（道路運送車両法第50条の規定により選任されている整備管理者に限る。）であって、次に掲げる者。

(1) 今年度新たに選任された者（※）

（ただし、今年度に整備管理者選任前研修を受講した者はこの限りでない。）

※「新たに選任された者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。

(2) 令和5年度の整備管理者選任後研修を受講していない者

4. 携行品

- (1) 受講申込書
- (2) 顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）
- (3) 筆記用具、バインダー
- (4) 各協会等が定めるもの（資料代他）

5. 受講申込先

【協会員】

- ・広島県バス協会会員の方
公益社団法人 広島県バス協会
〒732-0056 広島市東区上大須賀町1-16
(TEL) 082-261-3238、082-261-3239 (FAX) 082-261-1743
- ・広島県タクシー協会会員の方
一般社団法人 広島県タクシー協会
〒733-0036 広島市西区観音新町一丁目7-71
(TEL) 082-233-9155 (FAX) 082-293-9296
- ・広島県トラック協会会員の方
詳細については「ひろしまトラック広報8月号」をご確認のうえ、所属の支部宛にお申込み下さい。

【非協会員】

- 広島運輸支局 整備（保安担当）
〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目13-13-2
(TEL) 082-233-9169
- ・「整備管理者選任後研修出席表受講申込書【非協会員用】」は令和6年8月13日に中国運輸局ホームページにおいて掲載します。

6. 受講申込期間

令和6年8月13日から令和6年9月13日まで

申込期間内であっても定員に達し次第、申込みを終了させて頂く場合があります。